

外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会開催要領

第1 趣旨

食物アレルギーは、特定のアレルゲンを摂取することでアレルギー症状が起こり、場合によっては、アナフィラキシーショックにより命に関わることもあり、アレルゲン情報が適切に提供されることが望ましい。

このため、外食等におけるアレルゲン情報の提供促進を図っていく観点から、消費者庁長官のもと「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、アレルギー患者等から外食事業者への要望、外食等事業者の取組状況や課題を踏まえ、アレルギー患者等にとって必要な情報提供の内容及びその提供方法と、事業者にとって実行可能性のあるアレルゲン情報の提供促進のための方策について、幅広く検討することとする。

第2 検討項目

アレルゲン情報に係る次の事項

- (1) 必要な情報提供の内容
- (2) 必要な情報提供の方法
- (3) その情報提供促進のための方策
- (4) その他

第3 スケジュール及び進め方

アレルギー患者等から外食等に求める情報の内容を聴取するとともに、外食等事業者の取組状況や課題を聴取し、事業者にとって実行可能性のある、外食等におけるアレルゲン情報の提供促進のための方策について検討を進め、平成26年末を目途に中間整理を行う。

第4 委員等

- (1) 検討会は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省及び農林水産省の協力を得て、消費者庁食品表示企画課において処理する。

- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにより公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ホームページ等により公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

別紙

外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会 委員名簿

伊藤 ともこ 公益社団法人日本べんとう振興協会 技術顧問

○ 今井 たかのり 昭和大学医学部小児科学講座 講師

◎ 海老澤 もとひろ 国立病院機構相模原病院臨床研究センター
アレルギー性疾患研究部長

大隅 かずあき 一般社団法人日本惣菜協会 技術部長

勝田 きょうこ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 事務局長

熊谷 しんたろう 熊谷綜合法律事務所 所長

栗山 まりこ アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」 専務理事

小城 てつろう 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 専務理事

澤木 さえこ 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会代表

関川 かずたか 一般社団法人日本フードサービス協会 専務理事

園部 まりこ 特定非営利活動法人アレルギーを考える母の会 代表

たの なるみ 大阪狭山食物アレルギーアトピーサークル Smile・Smile
代表

はっとり かなえ 特定非営利活動法人ALサインプロジェクト 理事長

はやし のりこ 国立病院機構相模原病院臨床研究センター
アレルギー性疾患研究部

もり しゅうぞう 一般財団法人食品産業センター 企画調査部部長

やまうち あきこ 日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部本部長

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略)